# 当施設への動物持ち込みのルール

１．当施設で動物実験を行うためには、所属する各部局において動物実験計画書が承認されていることが必要です。当施設に承認済み申請書のコピーの提出をお願いします。

２．また実験が遺伝子組換え実験に相当する場合は、当施設で承認されている遺伝子組換え実験申請書に準拠した内容でなければなりません。

３．動物を各研究室から当施設、あるいは逆経路に移動させる際には、適切な逃亡防止措置を施した運搬用の容器にいれて運ぶこと。運搬用容器は当施設で貸し出しが可能です。

４．動物が遺伝子組み換え動物に該当する場合は、運搬容器の表面に「遺伝子組み換え動物運搬中」と表記すること。

５．当施設顕微鏡室にて運搬用容器からケージを出す際には、必ず顕微鏡室の所定の位置にネズミ返しを設置してから行うこと。

６．万が一逃亡した際には、まず捕獲に務め当施設スタッフに連絡すること。

７．顕微鏡室は清浄を保ち、動物の糞尿、エサなどを散らかさないよう実験後に必ず掃除を行うこと。

イメージングコア